

公の施設に係る受益者負担の設定基準
(案)

令和 年 月

新潟市

1 基本的な考え方

(1) 使用料とは

使用料とは、地方公共団体の行政財産の使用又は公の施設の利用の対価として、その使用者又は利用者から徴収する金銭（地方自治法第225条）です。

使用料は、条例で定めなければならない（地方自治法第228条）ことから、各種施設の設置条例等で、その額を定めて徴収しています。

・使用料（地方自治法第225条）

普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

(2) 受益者負担の原則

行政サービスには、全てコスト（経費）がかかっています。そのうち、使用料を徴収している公の施設に係るコストは、利用する方からの「使用料（受益者負担）」と、納税者の皆様の「税金（公費負担）」で賄っています。

特定の行政サービス利用者は、そのサービスの受益者であり、利用しない者との公平性の観点から、受益者がその費用を負担すべきとするのが「受益者負担の原則」です。これにより公の施設では、施設を利用する方から施設の運営に必要となる適切な金額を負担していただいています。

(3) 本市における使用料の設定・改定等の現状

本市では、これまで、公の施設の使用料設定の際には、施設単位または施設の種類ごとに検討のうえ規定してきました。そのため、現行の使用料の多くは、合併前の料金を引き継いだ施設や、他団体を含めた類似施設との比較等により個別に設定しており、明文化された全市統一の基準がないため、その内容は施設単位で様々となっています。

使用料の改定についても、施設単位又は施設の種類ごとで実施してきた経過はあるものの、使用料として負担を求めべき管理運営コストの考え方が一律ではなく、改定時期も様々でした。

(4) 全市的基準策定の必要性

本市のこれまでの使用料は、前述のとおり、統一的な基準により設定しているものではありませんでした。

多くの政令指定都市において、公の施設の使用料に係る全市的な基準や方針が策定済であり、その多くで、一律の受益者負担割合ではなく、施設の性格に応じて異なる受益者負担割合が示されています。

この受益者負担割合は、施設の設置目的（コミュニティ施設、スポーツ施設等）に応じた①公的な関与の必要性（公的必要性）や、②管理運営コストのどこまでを使用料で賄えるか（収益可能性・採算性）という2つの視点により整理されていることが多くなっています。

このことに加え、令和4年3月に改定した「新潟市財産経営推進計画」において、経営改善に向けた取組の基本的考え方に受益者負担の適正化を掲げていることから、全市的な基準として、「公の施設に係る受益者負担の設定基準」（以下、単に「基準」という）を策定することとします。

2 基準の対象外とする使用料

基準では、本市が設置する公の施設の使用料を対象とします。

ただし、この基準の考え方を当てはめることがなじまない次に掲げる使用料は対象外とします。

(1) 法律等で基準額などの定めがある使用料

市営住宅使用料、保育料、介護保険制度に係る料金など

(2) 企業会計における使用料

(3) 実費負担と同様の位置づけとしている使用料

宿泊料、一時保育料、斎場使用料

(4) 利用料金制度を導入している施設の使用料

(5) 駐車場や備品の使用料

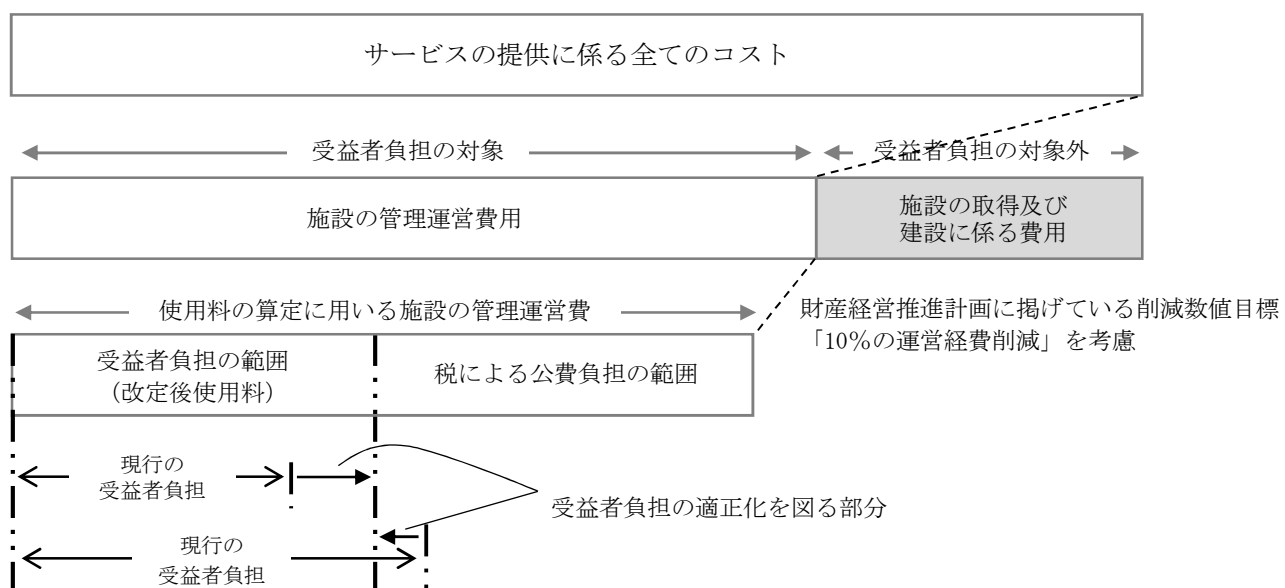
(6) 新潟市財産条例第2条の規定による行政財産使用料

3 受益者負担適正化の考え方

施設の管理運営費に対し、受益者である施設の利用者に負担を求める割合と、税による公費負担とする割合を施設種別ごとに設定し、受益者負担の適正化を図ります。

また、新潟市財産経営推進計画公共施設マネジメント編に掲げた数値目標「令和13年度までに10%の運営経費削減」を踏まえ、令和13年度までは管理運営費10%削減を前提とした使用料を設定することとします。

【イメージ図（受益者負担割合50%の場合）】




4 受益者負担区分

(1) 施設の公的必要性による区分


安全・安心な市民生活の維持を目的に、主に公共が提供しているサービスは公的必要性が高く、より多くの税を投入して市民全体で支えるサービスです。

一方、生活の快適性の向上等のため選択的に利用されるサービスは、公的必要性が高いとは言えないことから、税による負担は少なくとも良いと考えられます。

区分	施設の性格	公的必要性
ア	市民が日常生活を営む上で、必要かつ公共性が高い施設	 高
イ	一定の公共性のもと、特定の受益者の利便を図る施設	
ウ	市民が日常生活を便利で快適なものにする等の目的で選択的に利用し、特定の受益者の利便を図る施設	

(2) 施設の採算性による区分

採算性が高いサービスであれば、施設を管理運営する上で、その経費に相応する収入が得られる可能性が高いことから、税による負担は少なくとも良いと考えられます。

区分	施設の性格	採算性
A	採算性が低く、施設の使用料等で管理運営費を賄うことが期待できない種別の施設	 低
B	A及びCに該当しない施設	
C	採算性が高く、施設の使用料等で管理運営費を賄うことが期待できる種別の施設	

5 施設種別ごとの受益者負担割合の設定

受益者負担割合及び公費負担割合は、4（1）公的必要性と4（2）採算性による受益者負担区分の組み合わせにより、他政令指定都市における受益者負担割合を参考に、グループごとに次のとおり設定します。

なお、施設種別ごとの施設名称は巻末に一覧を掲載しています。

		(低) 採算性 (高) (小) 受益者負担 (大)		
区分		A	B	C
(小) (高)	ア	0グループ 受益者負担割合0% (公費負担割合100%)	IIグループ 受益者負担割合25% (公費負担割合75%)	グループ 受益者負担割合50% (公費負担割合50%)
		Iグループ 受益者負担割合10% (公費負担割合90%)		
(大) (低)	イ	IVグループ 受益者負担割合25% (公費負担割合75%)	Vグループ 受益者負担割合50% (公費負担割合50%)	VIグループ 受益者負担割合75% (公費負担割合25%)
		ウ	VIIグループ 受益者負担割合50% (公費負担割合50%)	VIIIグループ 受益者負担割合75% (公費負担割合25%)

(上記グループに属する施設種別)

グループ	施設種別（新潟市財産白書の中分類）
0	子育て支援施設、保健福祉施設
I	コミュニティ系施設、高齢福祉施設、その他公共用施設
II	
III	
IV	博物館・資料館、レクリエーション施設（環境・産業学習）
V	ホール施設、美術館、スポーツ施設
VI	
VII	
VIII	レクリエーション施設、保養施設
IX	ホール施設（展示ホール）、レクリエーション施設（民間類似）

6 受益者負担を求める費用

施設使用料として受益者負担を求める対象とする費用は、施設の管理運営費とします。

公の施設は、「住民の福祉を増進する目的」をもって市が設置したものであり、市民全体の財産として利用機会は全ての市民にあることから、施設の取得及び建設に要した費用、施設建設に係る公債費や土地建物の賃借料などは、受益者負担を求める費用の対象外とします。

(対象費用と対象外費用の例示)

受益者負担の対象とする費用	人件費、光熱水費、消耗品費、修繕料、 清掃・保守点検業務等の委託料、物品の賃借料、 備品購入費(供用開始以前に取得した備品や車両を含む高額備品を除く)
受益者負担の対象外とする費用	用地取得費、施設建設費、土地建物賃借料、公債費、大規模修繕費、 工事請負費、車両購入費、高額備品購入費

なお、この例示によりがたい場合は、総務省の地方財政状況調査による投資的経費に該当するか否かで判断することとします。

7 使用料改定時の取り扱い

(1) 算定式

改定後の使用料は、使用料改定に係る条例改正議案を議会に提出する年度の前年度又は前々年度の決算額や実績をもとに（新規施設は、類似施設決算額を参考に）、原則として施設ごとに次の式により算定することとしますが、施設種別によっては、過去の改定経緯を踏まえた統一的料金体系とすることも考えられますので、その場合は施設種別ごとに算定することができるものとします。

$$\text{改定後(年間)使用料} = \text{施設の管理運営費決算額} \times 0.9(\text{※1}) \times \text{受益者負担割合}$$

(特殊な経費は除外)

$$\text{改定後使用料単価} = \text{改定後(年間)使用料} \div \text{年間利用実績}(\text{※2})$$

(人数又はコマ数など)

※1 新潟市財産経営推進計画公共施設マネジメント編に掲げた数値目標「令和13年度までに10%の運営経費削減」を踏まえ、令和13年度までは管理運営費10%削減を前提とした使用料を設定

※2 減免分を含む利用実績

また、利用率が低い施設に上の算定式を適用することにより高額な使用料となることに配慮し、当面の間、当該施設の施設種別の平均利用率を算出できる場合で、当該施設の利用率がその施設種別の平均利用率を下回る場合は、次の算定式により年間利用実績を平均利用率に合わせて補正することとします。

$$\text{補正後年間利用実績} = \text{年間利用実績} \times \text{施設種別の平均利用率} \div \text{当該施設利用率}$$

(2) 改定時期

使用料の改定サイクルは、管理運営費の動きを適切に反映する必要があることから、短期間であることが望ましい一方で、市民理解や市民周知の観点からは頻繁な改定を避ける必要があることも考慮し、原則として4年ごとに見直すこととします。

ただし、急激な物価変動時は改定サイクルの短縮を検討することとします。

(3) 激変緩和

この基準が適用されることによる施設利用者の負担増を最大限緩和するため、(1)の算定式により算出した改定後使用料単価が改定前の1.3倍を上回る場合は、改定前の1.3倍の水準で改定後使用料を設定することとします。

(4) 使用料の据え置き

使用料改定に係る市民理解や市民周知の観点から、改定後と改定前の(年間)施設使用料を比較して増減率が10%未満の場合は改定を行わないこととします。

(5) 無料とする場合

改定後使用料収入が使用料を徴収するために必要となる経費(有料化により追加で発生する経費を含む)を下回る場合は、原則として無料とします。

8 その他

- (1) 政策的な普及啓発などを図る必要がある場合は、この基準によらない使用料設定を妨げるものではありません。
- (2) 市外類似施設と競合関係にあり、料金水準が施設利用の選択に係る意思決定に大きく影響すると考えられる場合は、この基準によらない使用料設定を妨げるものではありません。

施設種別ごとの施設名称一覧 ※「令和4年度財産白書」掲載施設のうち条例規定施設を抜粋

グループ	受益者負担割合	施設種別	施設名称
0	0%	子育て支援施設	<p>【児童館】</p> <p>葛塚東児童館、豊栄児童センター、三ツ森児童館、早通児童センター、こども創作活動館、新潟市児童センター、新潟市こども創造センター、亀田東児童館、白根南児童館、白根児童センター、白根北児童館、味方児童館、坂井輪児童館、岩室地域児童館</p> <p>【子育て支援センター】</p> <p>子育てサポート広場ふるまち、新津育ちの森、白根つくし園</p>
		保健福祉施設	<p>【保健福祉センター】</p> <p>北区北地域保健福祉センター、東区石山地域保健福祉センター、中央区東地域保健福祉センター、中央区南地域保健福祉センター、西区西地域保健福祉センター、西蒲区巻地域保健福祉センター</p> <p>【健康センター】</p> <p>北区豊栄健康センター、東区木戸健康センター、中央区中央健康センター、江南区亀田健康センター、江南区横越健康センター、秋葉区新津健康センター、南区白根健康福祉センター、南区味方健康センター、南区月潟健康センター、西区黒埼健康センター、西区坂井輪健康センター、西蒲区西川健康センター、西蒲区岩室健康センター</p> <p>【社会福祉施設】</p> <p>総合福祉会館、江南区福祉センター、西川社会福祉センター、巻ふれあい福祉センター</p> <p>【障がい福祉施設】</p> <p>めいせいデイサポートセンター、障がい者デイサポートセンター、明生園、児童発達支援センター</p>
I	10%	コミュニティ系施設	<p>【地区公民館】</p> <p>中央公民館、豊栄地区公民館、北地区公民館、中地区公民館、石山地区公民館、鳥屋野地区公民館、東地区公民館、関屋地区公民館、亀田地区公民館、曾野木地区公民館、横越地区公民館、新津地区公民館、小須戸地区公民館、白根地区公民館、味方地区公民館、月潟地区公民館、坂井輪地区公民館、西地区公民館、黒埼地区公民館、小針青山地区公民館、巻地区公民館、岩室地区公民館、西川地区公民館、湯東地区公民館、中之口地区公民館</p> <p>【公民館】</p> <p>濁川公民館、南浜公民館、木戸公民館、大江山公民館、両川公民館、味方公民館、西白根公民館、七穂公民館、赤塚公民館、中野小屋公民館、黒埼北部公民館、黒埼南部公民館、漆山公民館、峰岡公民館、巻ふるさと公民館、巻やすらぎ公民館、間瀬公民館</p> <p>【地区集会場】</p> <p>大田農村公園、長浦農村公園、丸山集会所、西野集会所、藤岡集会所、茗荷谷集会所、貝柄地区集会所、臨空船江会館、小須戸地区ふれあい会館、ほたるの里交流館、木津地域研修センター、鎌倉地域研修センター、新保地域研修センター、大江山農村環境改善センター、横越農村環境改善センター、月潟農村環境改善センター、黒埼農村環境改善センター、巻農村環境改善センター、岩室農村環境改善センター、岩室すこやかセンター、味方地区千日運動施設</p> <p>【その他】生涯学習センター（国際友好会館含む）、新津地域学園、西川学習館、湯東ゆう学館、横越地区勤労者総合福祉センター、新津地区勤労者成年ホーム、白根地区勤労者福祉センター、味方地区千日運動施設</p>
		高齢者福祉施設	<p>【老人福祉センター】</p> <p>豊栄さわやか老人福祉センター、小須戸老人福祉センター、中之口老人福祉センター、老人福祉センター横雲荘、老人福祉センター福寿荘、老人福祉センター白寿荘、老人福祉センターいこいの家楽友荘、老人福祉センターいこいの家月寿荘、老人福祉センター黒埼荘、老人福祉センターいこいの家西川荘、老人福祉センターいこいの家雪雪荘、老人福祉センターいこいの家得雲荘</p> <p>【その他高齢者福祉施設】</p> <p>白根高齢者能力活用センター、高齢者生きがいルーム中之口、高齢者生きがいルーム楽焼</p>
		その他公共施設（青少年）	芸術創造村・国際青少年センター、入徳館野外研修場
II	25%		
III	50%		
IV	25%	博物館・資料館	歴史博物館、旧小澤家住宅、旧日本銀行新潟支店長役宅、旧齋藤家別邸、澤將監の館、旧笹川家住宅、白山公園燕喜館、北区郷土博物館、石油の世界館、會津八一記念館、江南区郷土資料館、史跡古津八幡山弥生の丘展示館、新津鉄道資料館、曾我・平澤記念館、しろね大仏と歴史の館、中之口先人館、巻郷土資料館、湯東歴史民俗資料館、岩室民俗史料館、湯東樋口記念美術館
		レクリエーション施設（環境・産業学習）	水の駅「ビュー福島潟」、動物ふれあいセンター、食育・花育センター、里山ビジターセンター、アグリパーク、角田山自然館、新津地区グリーンセンター
V	50%	ホール施設	北区文化会館、東区プラザ、音楽文化会館、新潟市民芸術文化会館、新潟市民プラザ、万代市民会館、新潟勤労者総合福祉センター、江南区文化会館、秋葉区文化会館、白根学習館、黒埼市民会館、巻文化会館、西川多目的ホール、万代島多目的広場
		美術館	新潟市美術館、新津美術館

グループ	受益者負担割合	施設種別	施設名称
V	50%	スポーツ施設	新潟市陸上競技場、新潟市体育館、北地区スポーツセンター、水の公園福島潟（遊水館）、豊栄総合体育館、豊栄南運動公園（野球場・屋内ゲートボール場・多目的グラウンド）、阿賀野川ふれあい公園（野球場・多目的広場・テニスコート・ゲートボール場）、南浜運動広場、太夫浜運動公園（球技場）、濁川運動広場、豊栄木崎野球場、阿賀野川公園（野球場・多目的広場・ゲートボール場）、豊栄武道館、東総合スポーツセンター、下山スポーツセンター、新潟市庭球場、阿賀野川河川公園（野球場・多目的運動広場・庭球場）、中地区運動広場、津島屋公園（運動広場）、鳥屋野総合体育館、西海岸公園（市営プール、少年野球場）、鳥屋野運動公園（野球場・球技場・馬場）、山二ツ運動広場、亀田総合体育館、横越総合体育館、横越体育センター、亀田運動広場、かわね公園（多目的グラウンド）、秋葉区総合体育館、新津B&G海洋センター、新津地域学園、小須戸体育館、新津金屋運動広場、新津武道館、小須戸運動広場、市之瀬運動広場、小須戸武道館、阿賀野川水辺プラザ公園（多目的運動広場）、新津東部運動広場、雁巻緑地公園（多目的広場・サッカーコート）、新津七日町運動広場、新津東町庭球場、白根カルチャーセンター、白根総合公園（屋内プール・テニスコート・多目的コート・多目的広場）、味方体育館、白根野球場、味方野球場、味方B&G海洋センタープール、味方ゲートボール場、月潟野球場、味方テニスコート、月潟テニス場、月潟ゲートボール場、西総合スポーツセンター、黒埼地区総合体育館、みどりと森の運動公園（野球場・屋内コート・屋内フットサルコート・多目的グラウンド）、寺地河川敷公園（庭球場）、黒埼地区野球場、流通公園（庭球場）、善久河川敷公園（庭球場）、山田高架下ゲートボール場、西川総合体育館、城山運動公園（野球場・サブ野球場・ホッケー場・テニス場・屋内コート）、潟東サルビアサッカー場、西川体育センター、岩室体育館、中之口体育館、巻体育館、スポーツパーク西川、漆山体育館、岩室野球場、西川野球場、漆山グラウンド、中之口野球場、中之口B&G海洋センタープール、岩室緑地広場テニスコート、わなみ運動広場、中之ロテニスコート、山の下海浜公園プール、東公園（児童プール）
VI	75%		
VII	50%		
VIII	75%	レクリエーション施設	マンガの家、マンガ・アニメ情報館、食と花の交流センター、天寿園、花とみどり館、岩室観光施設いわむろや
		保養施設	岩室健康増進センター
IX	100%	ホール施設（展示ホール）	産業振興センター
		レクリエーション施設（民間類似）	新潟市水族館